

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

一般財団法人社会的認証開発推進機構

② 施設の情報

名称：桃山学園	種別：児童養護施設
代表者氏名：岩本 俊也	定員：30名
所在地：京都市伏見区桃山町遠山 50	
TEL：075-611-3136	HP： http://ksj.or.jp/

③ 理念・基本方針

(基本理念)

1. 社会福祉施設としての公的責任を果たす施設であること
2. 利用者の権利を擁護し、利用者本位の、利用者に選ばれる施設であること
3. 地域福祉の向上のため、地域との連携を図り、地域から信頼され、地域に開かれた施設であること
4. 主体性のある法人・施設をめざすこと

(基本方針)

社会的養護を必要とする児童を健やかに育み、豊かな人間性や社会性を養うとともに、地域社会での自立をめざして、必要な知識・技術・社会経験が習得できるよう支援する。また、家族再統合に向けて児童相談所等と連携を図り家族への支援等を行う。

職員の専門知識等の習得やコミュニケーションの活性化について留意しつつ、人権擁護、虐待防止をめざした各種の取組みを継続して実施し、支援の向上に努める。

施設内暴力の課題について、安全委員会方式（外部機関（学校や児童相談所）と施設職員で組織する安全委員会の中で、児童の状況の共有・対応策の協議を行い、暴力に代わる行動の学習等を一貫して支援する手法）の定着実施に努め、児童にとって、より一層安心安全な施設生活となるように取り組む。

さらに、桃山東地域の地域福祉を支える団体等と連携を図り、行事等への参加、協力体制のさらなる構築に努め、地域とともに児童の健全な成長を支援する、地域に開かれた施設を目指す。

④ 施設の特徴的な取組

・課題の多い子どもたちや、家族を含めた支援について、臨床心理士や家庭支援専門相談員を含めたチームアプローチにより個別対応、個別支援を行っている。

- ・「安心・安全な施設生活」のために、安全委員会（外部機関と施設職員で組織。対応策の協議を行い、暴力に代わる行動の学習を一貫して支援）を立ち上げ、子どもたち、職員が一丸となって暴力のない施設生活を目指す。
- ・若年層職員に対するフォローアップ研修や専門職による所内研修、外部研修への参加等、人材育成とスキルアップに取り組む。
- ・人権擁護・虐待防止を目指し、各種の取り組みを実施
- ・施設内の支援だけでなく、社会資源を利用し、社会自立後のアフターケア支援の強化。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 30 年 8 月 20 日（契約日） ～ 平成 31 年 2 月 19 日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成 29 年度受審

⑥ 総評

児童養護施設桃山学園は、昭和 23 年に障害児入所施設として左京区八瀬に発足した「八瀬学園」の取組みを経て、現伏見区桃山町遠山への移転後に児童養護施設を併設した総合施設として開所し、2018 年 4 月で 58 年を迎えています。「子どもが育つ環境を整える施設」「子ども本人が望む暮らしを保障する施設」をキャッチフレーズとして、日々支援実践が行われています。

指定管理期間 5 年の第三期（平成 28 年 4 月～33 年 3 月）の 3 年目での受診（審）となる本第三者評価においては、特に「改善を求められる点」として指摘すべき事項は見受けられませんでした。しかし、支援裁量の幅が事業所側に委ねられている現状において、特に子どもたちのニーズに対しては、その把握と事業所だけの判断留まらず、児童養護施設として相対的見地から充足にむけた取組みと工夫がこれからの伸びしろとして必要な部分も見受けられます。同種他事業所との情報交換を積極的に行いながら、子ども本人が望む暮らしを保障する施設の実現に向けて引き続き取り組まれますことを期待します。

◇特に評価の高い点

中・長期的なビジョンと計画が明確に

本事業所は、指定管理期間 5 年における期間において、基本理念の実現にむけた中期計画（5 年）を明確にする中で単年度事業計画を位置づけ、定期的に京都府と協議及び検証を行いながら運営が行われている状況を確認することができます。

計画の内容には、経営環境の把握にむけた取組みや意思決定に係るガバナンスの仕組み支援の質の向上にむけたサービス向上推進本部を主体とする各種委員会の設置・運営のあり方などが示され、職員及び子どもたちにも適切に周知を行い、適宜中間評価を行っている状況を聞き取ることができます。

職員の就業状況に配慮

本事業所では、年間１２７日の休日が設けられリフレッシュ休暇も就業規則を改めて夏季だけでなく通年で利用できるように改められ、労働組合の設置・協調の中でワークライフバランスの取組みが推進されている状況を聞き取ることができます。また、３０年度より導入したキャリアパス制度や人事考課により、職員の就業状況・技術水準・知識レベル・就業意向などの把握を年度内において数回実施している面談などにおいて適切に把握及び運用が行われています。

子どもたちを尊重した養育・支援の実施について

子どもたちの満足の向上にむけて、月に１回「子どもたちとの話し合い」を開催し、子どもたちの意見を聞き取っている状況を聞き取ることができます。また、２０１７年度には、事業所内の小・中学生、高校生、措置延長者別に、「職員のあいさつや言葉遣い」「相談対応」「食事時間」「お風呂の時間」「友だちなど人間関係」「過ごしやすさなどの生活環境」など１７項目にわたる視点からのアンケート調査を行い、その結果を分析し、報告としてまとめ、全体で共有するなどの取組みが行われており、子どもたちの充足率及び支援環境の向上にむけて積極的に取り組まれています。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

児童養護施設を取り巻く社会の情勢は大きく変動しており、今後も『新しい社会的養育ビジョン』の制定に伴い、児童養護施設が担う役割も変わってくると思います。

ご助言いただいているように、今までの取組にとどまらず、行政からの情報や、他施設の取組等を参考に、子どもたちがより豊かに、安心安全な生活が送れるよう、新しい取組の検討も含めて、積極的に取り組んでいきたいと思っています。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 理念は施設内の事務所の玄関、子どもたちの住居の玄関共に掲示されているのを確認した。また理念はホームページにも掲載され、職員の名札の裏にも記載されていることを確認した。朝礼では毎朝皆で唱和し、本人や家族にも入所時に適時説明し、毎年何度初めの「桃山学園だより」に掲載し関係機関や地域にも配布している状況を聞き取った。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
②	Ⅰ-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 京都府や京都市との児童養護に関する会議に出席し、様々な情報を入手して毎月の管理会議で分析していることを聞き取った。		
③	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<コメント> 事業所運営は、京都府からの指定管理者として運営しており、会計の処理は全て法人として本部で行われている。理事会や法人内の施設長会議で半期毎に事業計画の作成や進捗状況の課題について協議し、施設内会議で全職員に周知している。また年 3 回の桃山学園全体会議でも周知している事を聞き取った。パソコン内の情報管理システム「福祉見聞録」で、いつでも閲覧できることを確認した。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
＜コメント＞ 京都府からの指定管理運営として、第3期（平成28年4月～33年3月）指定管理期間事業計画を京都府に提出しているものを確認した。また毎年京都府との協議で内容を見直しており平成30年度定期協議に係る協議事項等について確認した。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
＜コメント＞ 平成30年度事業計画で単年度の事業計画を確認し、数値目標や具体的な成果等を設定していることを確認した。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
＜コメント＞ 中期計画書において事業計画策定の流れを明確にし、組織的かつ職員全体で取り組むとともに、年3回の全体会議で毎回評価していることを聞き取った。また8月には事業計画の進捗状況の理事長ヒアリングが有ることも聞き取った。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
＜コメント＞ 毎月の「子どもとの話し合い」の中で事業計画に関する事を説明し、掲示板にも年間行事予定として掲示されている事を確認した。		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
＜コメント＞ 平成21年、25年、28年に第三者評価を受信している事を確認し、業務マニュアルの日常生活サービス支援マニュアルで質の向上のための取組みを行っていることを確認した。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
＜コメント＞ 課内会議で毎回報告が行われ、課題点については改善を促し、出来ているところはさらに伸ばしていくようにして、また単年度の事業計画に反映していることを聞き取った。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 社会福祉法人京都府社会福祉事業団定款細則に「事業の専決者等一覧表」が設定されていることを確認した。また「桃山学園だより」の新年度に寄せて、学園長の表明が記載されていることを確認した。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> パソコン内の管理システム「福祉見聞録」の中に関係法令一覧が整理されていることを確認し、法令遵守の重要性に関する研修会にも職員を参加させている事を聞き取った。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 社会的養護施設長会への参加や、京都市児童養護施設長会など行政や他の施設などとも積極的に交流し、また施設内の様々な会議などにも可能な限り出席して質の向上に取り組んでいる事を聞き取った。「(障害者・高齢者)虐待の防止と施設・事業所職員の心のケアを考える研修会」研修受講復命書で確認した。また法人内の研修の講師を務めたのを平成30年度指導者層研修(階層別研修)のパワーポイントのレジュメを確認した。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 学園長は、人事考課の二次考課者としてなっている他、法人の人事異動の時期には各個人と面談し人員配置や環境整備などに取り組んでいることを聞き取った。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> 法人として人員確保に取り組んでおり京都社会福祉事業団・採用ガイドを作成していることを確認した。採用計画としては平成30年度採用活動計画(案)を確認し、人員確保としては平成30年度職員採用計画について確認した。加算職員についても指定管理の枠組みの中で家庭支援相談員や心理療法担当職員等を配置している事を情報管理システム「福祉見聞録」の中で確認した。		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<コメント> 法人全体として施設別キャリアパス制度と人事考課制度を導入し職員個別の人事管理を行っている事を聞き取った。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<コメント> 職員のセルフチェック表を確認し、それを利用した個別面談を行っている。年休については年休取得状況にまとめられている事を確認し、男性の育児休暇も初めてであるが取得された状況があることも合わせて聞き取った。また年間127日の休日が設けられリフレッシュ休暇も就業規則を改めて夏季だけでなく通年で利用できるように改めた。職員とのヒアリングでも海外旅行などに行くときに休暇が取得できている状況を確認した。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<コメント> 職員毎の目標内容・具体的な取組み事項などが項目としてある目標達成・行動評価シートを確認するとともに定期的に面接を行い、進捗状況の確認等を行っている事を聞き取った。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<コメント> 法人内施設別のキャリアパス要件及び階層別育成計画を確認、また京都社会福祉事業団研修の手引きで教育に関する事がまとめられている事を確認した。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<コメント> 職員研修受講記録表に個人別の研修記録が記載してある事を確認した。OJTとしてはエルダー制度を導入して先輩職員が新人職員を指導する仕組みをエルダー制度の手引きで確認した。外部研修に関しては各課の研修担当が上司と相談して職員に受講を進めている状況を職員面接時にも聞き取ることができた。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<コメント> 実習生受け入れマニュアルが整備されており、その中に実習生受け入れの目的も記載されている事を確認した。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	

21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント> ホームページに法人としての事業計画・報告、経営改善基本計画、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画、きょうと福祉人材育成認証制度認証、利用者満足度アンケート、苦情対応についてなどが情報として公開されている事を確認した。また事業計画の中には理念や基本方針が記載されている事も合わせて確認した。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント> 法人の監査報告書（平成29年5月25日）を確認すると共に、毎月開催している「安全委員会」には弁護士や小・中・高校の校長などの参加・助言などを得て、適正な経営・運営を図っている事を聞き取った。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> 地域との関わりについては事業計画中の運営方針に明記してあることを確認した。地域行事等への子どもたちや職員の参加が積極的に行われ、地域の広報誌を地域の担当者と一緒に作成している事を聞き取った。学校の友人などが施設に遊びに来ることについては、自室には入らないなどの一定のルールの上に環境づくりを行っている事を聞き取った。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント> ボランティアの受け入れマニュアルが整備されており、その中にボランティア受け入れに関する基本姿勢が明記されている事を確認した。また、受け入れに際しては守秘義務を含めたボランティアの研修を行っている事も聞き取った。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> 関係機関との連携については児童相談所はもとより、小・中学校との定期的な連絡協議会議をもち、京都中小企業家同友会などとの交流も盛んにおこなわれていることを聞き取った。また、「船出ナビ」や「連絡ファイル」にリストや資料を集約していることを文書で確認した。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a

＜コメント＞ 地域の福祉ニーズを把握するために、施設行事への地域住民の参加や、児童養護施設関係四者連絡協議会などにも参加していることを文書で確認した。また、地域の機関紙の編集作成にもかかわるなど、地域の福祉向上への取組みが積極的に行われていることを聞き取った。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
＜コメント＞ 地域の福祉ニーズなどにもとづく公益的な事業や活動を行うために、法人内にプロジェクト「地域公共事業促進チーム」発足し、運営していることを事業計画から確認した。また、地域の福祉関係事業所の集まり「ももネット」との交流会を行っていることも聞き取った。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
＜コメント＞ 子どもを尊重した養育・支援に関する姿勢は「倫理綱領」にも明示されている他、毎朝の引継ぎ時に法人理念の唱和を行い、全職員への意識化を図っていることを聞き取った。また、権利擁護についての研修を計画的に実施するなど、セルフチェックを毎月全職員に行っていることを確認した。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
＜コメント＞ 子どものプライバシー保護については、「桃山学園プライバシー保護マニュアル」が策定されており、子ども一人ひとりにとって、生活にふさわしい快適な環境を提供していることを確認した。		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
＜コメント＞ 養育・支援に関する説明と同意は文書として作成はしているが、保護者への説明はケースにより、かなり難しい場合が多く、児童相談所の決定に沿って適切に行われている状況の説明を受けた。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
＜コメント＞ 支援内容などが子供にも分かりやすいように「生活のしおり」に記載されており、絵に描くなど、わかりやすく伝える工夫がされている事を聞き取った。		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<コメント> 日常生活サービス支援マニュアルの中に、「退所に向けての支援について」と「アフターケアについて」明記していることを確認した。		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 「平成29年度満足度調査結果」がまとめられ、職員に回覧されている事を確認した。また、月1度、「子どもたちとの話し合い」を行い、意見を聞き取り、「直ぐに実行できることは直ぐに」、また、「直ぐに実行できない事はなぜ直ぐにできないか」を丁寧に説明している状況を聞き取ることができた。		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<コメント> 子どもたちの住居の玄関に意見箱が設置されていることを確認したが、意見箱に入るよりも、直接職員に話してくれることが多い状況があるとの説明があった。また毎月事故防止委員会が開かれ、聞き取り票が作成されている事を確認した。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<コメント> 入所時に京都府と京都市が配布している子どもの権利ノートが子どもたちに配布・説明されている事を聞き取り、その中には措置期間の連絡先や担当者の名前が記載されている事を確認した。また主に担当職員と毎月1回面談を実施するなど個別に話せる機会を設け、課題については必ずフィードバックする仕組みをつくっていることを聞き取った。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<コメント> 利用者などからの意見に関する対応マニュアルが整備され、更新も行われている事を確認した。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> 安心・安全な養育・支援の実施のために「事故防止マニュアル」が平成25年に策定されており、事故対応の手順やチャートなどが整備されている。また、事故防止委員会を月1回行うなど、ヒヤリハット事例の検討や分析を行い、子どもたちの安心安全にむけての取組が行われている。		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
＜コメント＞ 感染症予防や発生時の安全確保のために「健康管理マニュアル」が平成30年8月に改訂されているなど、随時、予防策などが講じられて、定期的に勉強会などが開催されていることを文書と聞き取りから確認した。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
＜コメント＞ 災害時における子どもの安全確保は、「防災マニュアル」と「非常時職員招集参集基準について」「災害対策計画」「新型インフルエンザ発生時における業務推進計画」などに秀逸にまとめられており、組織的な取り組みとしてすべての職員に周知されていることを文書から確認した。		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
＜コメント＞ 養育・支援の標準的な実施方法は「個別支援マニュアル」の「日常生活サービス支援手順について」にまとめられており、その都度、適切な支援についての話し合いの場があることを聞き取った。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
＜コメント＞ 標準的な実施方法を定めたマニュアルは、「サービス向上委員会」にて、検証・見直しなどなされていることも改定日から確認した。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a
＜コメント＞ アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定していることが、ケース担当・心理担当・家庭支援担当者が協議し個別支援計画を策定していることを聞き取った。また、改訂には、その都度「赤字」で追記するなど、変更点を共有しやすい仕組みとなっていることを文書で確認した。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
＜コメント＞ 定期的に自立支援計画の評価・見直しは「課内会議」の場で行い、必ず関係職員に周知する手順を定めていることを聞き取りによって確認した。		

Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<コメント> 養育・支援実施の記録は、「支援記録のガイドライン」に定めがあり、それに基づいた様式で統一されており、引継ぎを朝昼に実施し、記録とともに口頭での確認なども行い、情報共有が行われていることを聞き取った。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<コメント> 子どもに関する記録の管理体制が「文書規定」により、記録の保管、保存、廃棄、情報提供などが定められており、請求があれば、「開示申出書」にて申し出る体制が確立している。		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<コメント> 子どもの権利擁護に関する取組については、マニュアルが策定され、定期的に内部研修や外部研修への参加を実施し、定期的な子どもたちへの聞き取りを行っていることを聞き取った。		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<コメント> 安全委員会にて、自他の権利についての正しい理解を促す取組を促したり、権利擁護研修を年一回実施している。また、権利ノートを利用して、子どもたちと個別に話をする機会を設けていることを聞き取った。		
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<コメント> 子どもの発達状況に応じて、生き立ちを振り返れるように、記録データを保存し、幼少時期からの写真や動画を見て、成長を振り返る機会を意図的に設けていることを聞き取った。		

A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<コメント> 毎月職員全員がセルフチェックを行っている事を虐待防止に係る職員セルフチェックリストとセルフチェックリスト実施報告書（平成29年度）を確認した。また現認研修に職員を参加させていることを聞き取った。		
A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
<コメント> 毎月の子どもの話し合いの中で快適な生活が送れるように話し合いをもっている事を聞き取った。また、施設内だけでなく施設外の資源も活用できるように電車を使うときは自分で切符を買うなど、社会生活に親しむ工夫もされている事を聞き取った。		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<コメント> 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、入所前に面談や見学を実施した後、スムーズな施設生活のスタートができるように、乳幼児は入所前と同じ私物を使用するなど、生活環境の持続性に配慮して移行期の支援を行っていることを聞き取った。		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<コメント> 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう、リービングケアと退所後の支援を、京都中小企業家同好会、寄り添う支援チーム・メヌエットなどの協力団体とのつながりを大事にしながら行っていることを聞き取った。		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a
<コメント> 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止められるように、養育された背景や家族との関係などから、心理担当職員や家族支援専門員からの助言などの機会を随時受けて、子ども理解につなげていることを聞き取った。		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a

<コメント> 子どもとともに日常生活を営むことを通じて、年齢相応の基本的欲求の充実を図るため、日々、日常生活の中で柔軟な対応を行っていることを聞き取った。		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<コメント> 子どもの力を信じて見守る姿勢をもちつつ、特に忘れ物などが多い、週明けの朝の学校前の対応をきめ細かくするなど、個々の発達や特性によって、子どもたちが自ら判断し行動できるようにしていることを聞き取った。		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<コメント> 発達の状況に応じて、図書の整備や音楽の練習なども取り入れて、個別性を担保しながら、学びや遊びの場を保障して支援していることを聞き取った。		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<コメント> 日常生活の営みを通して基本的生活習慣が身に付くように、また、施設生活が穏やかで明るい雰囲気となるよう、職員のふるまいや言葉遣いに気を付け、しっかりと感情を表出する機会をもてるよう、目標をもって取り組んでいることを聞き取った。地域の外部団体との協力も得て、社会常識の習得につながるように取り組んでいることを確認した。		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
<コメント> 食事の場が楽しい時間となるように「給食委員会」では嗜好調査を行い、季節感が出るメニューの工夫や畑でとった野菜も入れるなどの食育や、暖かな団らんの雰囲気を意識した支援を工夫している。		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<コメント> 衣類の購入には、担当職員と個別に出かけて購入するなど、個々の好みで被服費から衣類が購入できるように配慮している。		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じ場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<コメント> 居室等施設全体はきれいに整備され、安心を感じる場所となっていることを確認したほか、家庭的な雰囲気をより一層感じられる住空間となるよう取り組みを行っている。建物構造上の課題もあり、中舎制となっている部分もあるが、できるだけ小規模グループでの		

養育となるように取り組まれている様子を確認した。		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<コメント> 嘱託医との情報共有・協力体制を構築し、全児童の健康管理を行っている。特に常用薬のある子どもについては、自身でその必要性が理解できるように、医師からの説明を聞く時間を設け、服薬管理を行っていることを聞き取った。		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<コメント> 子どもの性に関する教育については、性教育研修報告（性的逸脱行動を示す子どもへの支援）などを共有するなど、年齢相応の養育環境に配慮し、個別面談時等に性についての話を定期的に行っていることを聞き取った。また、措置機関で実施している、「年齢、発達の状況に応じたカリキュラム支援」も活用していることを確認した。		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<コメント> 子どもの暴力・不適応行動などの問題に関しては、まず聞き取りをした上で、「安全委員会」と共有した後、一人の職員が抱えこまないように、全職員での情報の共有化を図り、適切な支援となるようにチームワークを意識した対応を行っている。また、児童相談所との連携を図っていることを聞き取った。		
A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<コメント> 子ども間の暴力、いじめ、差別などは、まずは一対一の聞き取りを丁寧に行い、その内容を安全委員会へ報告し、組織の取組みとしてつなげていることを確認した。日々の実践の中で、大人への安心の気持ちをもって、もろもろの暴力を生む課題の解決にあたり、暴力のない安心安全な組織生活を目指していることを聞き取った。		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<コメント> 児童相談所の心理の担当者をはじめ、龍谷大学の先生とのスーパービジョン体制、外部の事例検討会に若手職員が参加するなど、個別支援には心理面の視点を活かした助言、支援が活用されていることを聞き取った。		

A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<コメント> 学習支援に関しては、地域の学校の教員が来訪して、補習時間があるほか、学習ボランティアや学習塾なども活用し、高校進学に向けて支援していることを確認した。また、不登校児童への対応は、学校と連絡を密にし、適応指導教室等を利用しながら、登校支援、学習保障を行われていることを聞き取った。		
A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<コメント> 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるように、進路決定までの余裕のある時期に、必要な資料や判断材料の提供、オープンキャンパスへの参加を促すなど、さまざまな情報提供をしながら、個人の聞き取りや個別の相談を大切にして、支援する体制であることを聞き取った。		
A㉓	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<コメント> 職場体験などは、京都中小企業家同友会の協力を得て、年2回の就労体験の実習へと参加することや、アルバイトなど、社会経験の構築や人とのつながりを大事にすることなどを経験して、社会で自立するための力を獲得させていることを聞き取った。		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉔	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<コメント> 施設と家族との信頼関係づくりは、保護者支援が必要なケースについては、措置機関と情報共有を図り、その都度、課題などを相談して対応していることを聞き取った。		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉕	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<コメント> 親子支援の再構築支援には課題が山積であり、一時帰宅後の生活が崩れるケースなども多くあるので、慎重に家庭支援相談員と連携をとりつつ、個別の自立支援計画に沿って、個々のケースに対応をしていることを聞き取った。		